

参考表 第4表 デフレーター（実質国民所得推計物価指数）

項 目	年 次	基準時 昭9~11年	30年		31年	
			歷年	年度	歷年	年度
1. 農村消費者物価指數	1.0	363.4	363.0	365.2	367.4	
2. (同上対前年比)	↔	(102.6)	(101.2)	(100.5)	(101.2)	
3. 都市消費者物価指數	1.0	297.4	297.4	300.3	302.2	
4. (同上対前年比)	↔	(98.5)	(98.9)	(101.0)	(101.6)	
5. ウエ農村 $1 \times 40\%$	0.40	145.4	145.2	146.1	147.0	
6. イト都市 $3 \times 60\%$	0.60	178.4	178.4	180.2	181.3	
7. 総合消費財物価指數(5+6)	1.0	323.8	323.6	326.3	328.3	
8. (同上対前年比)	↔	(100.8)	(99.9)	(100.8)	(101.5)	
9. 生産財物価指數	1.0	337.2	340.3	367.0	376.6	
10. (同上対前年比)	↔	(98.4)	(101.0)	(108.8)	(110.7)	
11. ウエ消費財物価 $7 \times 75\%$	0.75	242.9	(242.7)	244.7	246.2	
12. イト生産財物価 $9 \times 25\%$	0.25	84.3	85.1	91.8	94.2	
13. 総合物価指數(11+12)	1.0	327.2	327.8	336.5	340.4	
14. (同上対前年比)	↔	(99.8)	(100.2)	(102.8)	(108.8)	

- (注) 1. 農村物価指數は從來の農家経済調査物價統計資料用語(購入)を改め農村消費者物価指數(農林省統計局調査部調整課)を用いた。歴年分については各年とも月別消費者物価指數の年度に対する歴年の較差により推計した。
2. 都市消費者物価指數はCPI(東京)。
3. 生産財物価指數は日銀調査局の生産財物価指數の生産財。
4. 総合消費財物価指數算出に用いたウエイトは25.26年度の個人消費支出(人的方法によるもの)の農家(2)に農家の割合による。
5. 総合物価指數算出に用いたウエイトは25.26.7の国民総支出の生産財と消費財の構成割合による。

第三 推計方法

以下に、第二統計諸表にしめされた昭和31年度における国民所得の主要系列について、その推計方法を概説する。なお、30年度の推計を改訂した主要部分については、その都度指摘してあるが、本項の付表の摘要欄に改訂理由の概略を説明しておいた。

一 概 要

国民所得は生産、分配、支出の三面からとらえることができる。現在その生産面は分配国民所得を産業別に編成がえして推計された産業別国民所得で代用しているので、次に分配面と支出面についてその推計方法の概略を述べることにする。

(1) 分配国民所得

国民所得は、ある国の居住者の生産活動によって一定期間にあらたに付加された純生産物の価値であるが、分配国民所得という場合は、純生産物の価値(付加価値)をその生産活動に参加した各経済主体に分配される面においてとらえたものである。

(A) 勤 劳 所 得

これは賃金俸給所得とその他の被用者報酬とからなる。賃金俸給所得の推計は、まず産業別に「毎月勤労統計」(労働省)、「民間給与実態調査」(国税庁)や「事業所統計調査」(統計局)などから1人当たり平均給与を求め、これに見合う労働者数(「国勢調査」および「労働力調査」などから推計)を乗じて求められる。その他の被用者報酬とは、兼業、重役俸給、議員歳費、チップなどである。

(B) 個人業主所得

これは個人が企業の主体となり、家族や被用者を使って企業を運営してえた所得である。その推計は産業別に「農家経済調査」(農林省)、「個人商工業経済調査」(統計局)や生産、物価統計および税務統計などから1業主当たり所得を求め、これに見合う個人業主数(「国勢調査」、「労働力調査」などから推計)を乗じる方法によっている。

(注) (A)(B)とも林業、水産業については、同業主の付加価値から間接的に推計している。

(C) 個人賃貸料所得

田畠小作料、宅地地代家賃、その他にわけて個人の受取るとみられる所得を求める。このうち前2者は、面積単位当たり賃貸料所得にここに計上すべき範囲の面積をかけて推計する。後者の「その他」は個人所有の特許権、著作権などの使用料としてえられる所得であるが、これは「法人企業統計調査」や税務統計などから推計している。

(D) 個人利子所得

貨幣利子と帰属利子とにわけ、いずれも金融機関の損益計算書から個人の受取る利子、あるいは個人に帰属せしめるべき利子を推計している。

(注) 帰属利子とは、金融機関が個人の預金者の預金を管理運営するというサービスを、個人に無償で提供することに見合って発生する所得のことといふのである。これは金融機関の投資運用収入と支払利子との差額で推計される。

(E) 法人所得

税務統計および「法人企業統計調査」を基礎にして法人企業の純益を求め、これを法人の所得としている。

(F) 官公事業剰余等

中央および地方財政の決算書から官公事業（国鉄、通信等）の剰余金のほか、政府の受取った純賃貸料および純利子を計上している。

(G) 海外よりの純所得

日銀調のわが国「国際收支表」によって利子、配当等の所得の海外からの受取から海外への支払を差引いて推計している。

(H) 政府および消費者の負債利子

政府および消費者の負債利子は生産に伴う所得とはみなされないから、国際慣行に従ってこれらを一括して、最後に控除することにしている。政府の負債利子は、国債および地方債の利子支払総額から企業会計とみなされるものの支払利子を控除して求める。

消費者負債利子は、質屋およびその他の金融機関が消費資金を貸付けてえた受取利子を厚生省、警察庁などの調査および日銀の「経済統計月報」などから推計している。

(2) 国民総支出

国民総支出は総生産物（総生産物+資本減耗引当）の価値を市場価格で、支出面から推計したものである。

(A) 個人消費支出

これは個人や非営利団体の財貨およびサービスに対する支出であって、飲食、被服、光熱、住居、雑費の5項目にわけられている。このうち前3者は、生産、配給統計を基礎（飲食は25年度、光熱費は25年度および29曆年、被服は22年度について）にして推計したものを、「農家経済調査」や「都市家計調査」などを利用して延長して求められ、後2者は家計調査などを基礎に算出されている。

(B) 政府の財貨とサービス購入

これは中央、地方財政の財貨およびサービスの購入であって、民間企業への補助金、生活困窮者への救濟費などの振替支出、既存資産の購入および企業会計の経常費用は含まない。その推計は「一般会計、特別会計、政府機関等の決算書」（大蔵省）や「地方財政概要」（自治庁）などを基礎として、決算や決算見込の総額から重複と控除項目を控除して行われている。

(C) 國内民間総資本形成

これは国内における個人および民間企業による資本形成額であって、個人住宅建設、生産者耐久施設、在庫品の増加の3項目にわけられている。

個人住宅は「建築動態統計」（建設省）から求められる。生産者耐久施設と在庫品の増加は法人企業と個人企業にわけて推計され、前者は「法人企業統計調査」やその「四半期別統計」（大蔵省）、後者は「農家経済調査」、「個人商工業経済調査」（統計局）などから推計される。

(D) 経常海外余剰

これはわが国が諸外国に対する経常諸収支勘定の受払の差額であって「国際收支表」（日銀）から算出される。

二 国民総生産費

(1) 分配国民所得

分配国民所得とは、一国の居住者の一定期間における生産活動によって発生し、生産諸要素に帰属した現金および現物の所得の総額である。

(A) 勤 労 所 得

賃金俸給所得とその他の被用者報酬とからなり、前者は常用日雇をとわず被用者の地位にある人々の賃金俸給（重役俸給を除く）所得で、臨時の給与、賞与、現物給与などを含み、後者は重役俸給、社会保険料の雇主負担分、議員歳費、チップなどのほかに、被用者が兼業として受取る勤労所得などからなる。これらの所得は所得税控除前のものである。

(a) 賃金俸給所得

(i) 農林水産業

(I) 農 業

31年度農業個人業主所得を基準として算出した。

全国平均1戸当たり農業所得に対する農業雇用労賃の比率を「31年度農家経済調査年報」より求め、この比率を今回推計した31年度農業個人業主所得に乗じて31年度勤労所得を算出した。

(II) 林 業

31曆年推計における31年10～12月分を基準とし、32年1～3月を延長推計して31年度分をもとめた。

上記の延長指数は、山林労働賃金（農林省）と生産量（林野庁）との総合指標によった。

(III) 水産業

林業と同様の方法によった。延長指標は、漁家の雇用労賃（資料の関係から大体農業の傾向に準ずるものとして、農林省調、農業労働賃金を用いた）と法人企業統計調査（大蔵省）による水産業法人従業員給与の傾向を算術平均して求めた賃金指標に、労働力調査（総理府）の水産業雇用者指標の傾向を乗じて算出した。

(iv) 農林水以外の産業

各産業別常用、日雇別の1人当たり平均賃金にそれぞれの被用者数を乗じて算出した。ただし公務をのぞく各産業ごとに従業者数30人以上の事業所と30人未満の事業所別に賃金を求め、被用者数も「事業所統計調査（29年）」（統計局）

を基礎とし「労働力調査」（統計局）、「毎月勤労統計」（労働省）などによって従業者30人以上と30人未満のものに分割して、それぞれの平均賃金に乘じた。

(I) 1人当たり賃金

(i) 鉱業、建設業、製造業、卸売小売業、金融保険不動産業、運輸通信その他の公益事業

常用職員労働者については、従業者数30人以上の事業所分は「毎月勤労統計」の1人当たり現金給与総額に「給与構成調査（25年）」（労働省）によって現物給与を補った。

30人未満のものについては、「民間給与実態調査（31年）」（国税庁）より30人以上に対する30人未満の1人当たり賃金格差を求め、これを先にえた30人以上の1人当たり賃金に乘じて計算した。

日雇労働者については、従業者数30人以上の事業所分は「毎月勤労統計」より求めた臨時および日雇労働者1人1日当たり平均現金給与額に、「労働力調査」を基礎としてえた1ヶ月当たり稼働日数を乗じた。

ただし建設業の稼働日数は「職業別賃金調査（乙調査）」（労働省）から求めた。

従業者数30人未満のものについては、30人以上の日雇賃金に常用と同じ30人以上に対する30人未満の賃金格差を乗じて推計した。

(ii) サービス業

まず駐留軍労働者については、調達庁調の資料によって1人当たり平均賃金を求めた（なお駐留軍労働者数は、まず「労働力調査」よりサービス業雇用者中の駐留軍分の割合を求め、この割合を後述の当該推計のサービス業雇用者数に乘じて求めた）。

その他のサービス業の分については、前述国税庁資料から、従業者数30人以上と30人未満の事業所別に、卸小売業に対するサービス業の賃金格差を求め、(i)で得た卸小売業の常用の賃金に乘じて求め、日雇は(i)でえた卸小売業日雇の従業者30人以上と30人未満のものの1人1日当たり現金給与額に前記の格差を乗じ、さらに「労働力調査」を基礎としてえた1ヶ月当たり稼働日数を乗じてそれぞれの賃金を求めた。

(iii) 公 務

人事院、大蔵省および自治庁の資料により国家および地方公務員の給与をそれぞれ求め「国勢調査(25年)」によってウェイトをつけて公務平均の賃金を求めた。

常勤労働者、非常勤職員については、人事院および自治庁の資料によつて別途推計し、公務平均賃金に公務の被用者数を乗じる際にこの人員を差引いた。

(II) 被用者数

「昭和30年国勢調査1%集計結果表」を基礎にし、「労働力調査」の傾向によつて延長推計した。

まず、就業者(個人業主および被用者)の総数については、「労働力調査」各月の就業者総数に30年9月「労働力調査」と「30年国勢調査」との就業者総数の格差を乗じて推計した。

つぎに、上記の就業者総数を従業上の地位別(個人業主および被用者別のこと)、産業別に以下のようにして2段階に分割した。

第一段階

- (i) 「30年国勢調査」と30年9月の「労働力調査」との個人業主および被用者別の就業者数の格差を求め、
- (ii) 毎月の「労働力調査」の個人業主および被用者別の就業者数に上記の格差をそれぞれ乗じ、
- (iii) (ii)で求めた就業者数を合計し、この合計値に対する個人業主、被用者別就業者数の構成比を求め、
- (iv) 上記の構成比を就業者総数に乗じて産業別、地位別就業者数を求めた。

第二段階

- (v) かくして得た従業上の地位別就業者数を第一段階と同様の方法により産業別にそれぞれ求めた就業者数の推計結果によりさらに按分して従業上の地位別、産業別就業者数を求めた。

(b) その他の被用者報酬

(1) 兼業

「家計調査」(統計局)より勤労者世帯の世帯主の本業収入に対する副業収入の割合を求め、これを農林水以外の産業の勤労所得に乗じて算出した。

(d) その他

(I) 重役俸給

常勤重役1人当たり平均給与に重役数を乗じて求めた。

1人当たり平均給与は先にもとめた各産業別、常用規模別賃金を平均した全規模平均賃金に「法人企業統計年報および季報」(大蔵省)からえた各産業別1人当たり常用重役給与の格差(常用従業者と常勤重役の平均1人当たり給与に対する常勤重役1人当たり給与の比率)を乗じてもとめた。

常勤重役数も上記資料より推計した。

(II) 社会保険料雇主負担分

各社会保険の保険料収入の収納額をもとめ、これに各雇主負担分の比率を乗じて推計した。

(III) チップ

昭和25年における卸小売業、サービス業の賃金俸給所得に対するチップの比率を31年度のそれぞれの賃金俸給所得に乗じて推計した。

(IV) 歳費

国会議員については衆、参両院会計課に照会し、地方議員については自治庁の「財政年報」によった。

(B) 個人業主所得

この所得は個人が企業の主体となり家族や被用者の労働を使って企業を運営して得た所得であるが、その実質は企業としての利潤と企業主およびその家族の労働に対する勤労所得との混合所得である。

(a) 農林水産業

(1) 農業

30年度分を基準として「農家経済調査年報」の全国平均1戸当たり農業所得の傾向により、31年度分を延長推計した。

(2) 林業

31年度推計における31年10~12月分を基準とし、32年1~3月を延長推計して31年度をもとめた。延長指数は、木材、木炭、薪の生産量指標(林野庁資料)と同卸売物価指標(日銀)とを総合したものによった。

(3) 水産業

林業と同様の方法によった。延長指標は海面漁獲量指数（農林省）と魚価指数（東京都・中央卸売市場）とを総合したものによった。

(b) 農林水以外の産業

(i) 製造業および卸小売業

これらの産業については従来の推計方法と同様である。すなわち、被用者数の推計と同様にして求めた31年度平均個人業主数に1人当たり平均所得を乗じて算出した。1業主当たりの平均所得は、

まず、31暦年について総理府統計局調「個人商工業経済調査」の従業員規模別1人当たり所得を「労働力調査」の規模別従業員数によって加重平均して全規模1人当たり平均所得を算出し（この場合短時間就業者について所要の調整を加えた）、つぎに上述の「個人商工業経済調査」では減価償却費を所得から控除していないので、この点を「法人企業統計年報」から資本金200万円未満の法人の売上高に対する減価償却費の比率によって調整し、さらに「個人商工業経済調査」は特定都市のみを調査対象としているので、国税庁調「所得種類別表」（30年度）における全国1人当たり所得と対象都市のそれとの格差により調整して求めた。

つぎに、これを「個人商工業経済調査」による1業主当たり売上と業主数との総合指数によって31年度分を求めた。

(ii) 製造業、卸小売業以外の産業

従来の31暦年の各産業別個人業主所得総額を基礎として、以下に示す指標の31暦年に対する31年度の変動によって延長推計した。

鉱業……経済企画庁調「鉱業生産指数」と日銀の「卸売物価指数」（石炭、石材、砂利および砂）との総合指数

建設業……建設省「建築動態統計」のうち「木造工事予定額調」

運輸通信その他公益事業……運輸省調査局調「自動車貨物輸送量」

金融不動産業……全国銀行利益金額

サービス業……総理府統計局調「家計調査」の雑費

(iv) 以上のようにして求めた年度の計数を基礎として、各産業別に以下の指標によって四半期分割をおこなった。

製造業および卸小売業……「個人商工業経済調査」1業主当たり平均売上に四半

期別個人業主数を乗じて求めた各四半期の総所得の割合。

鉱業、建設業および運輸通信その他公益事業……延長指標の四半期別に求めた相対的割合。

サービス業……統計局「家計調査」の雑費の各四半期の割合。

(c) 内 載

統計局調「家計調査」より労働者世帯主の本業収入に対する内載収入の割合を求める、これを農林水産業以外の産業の労働所得に乗じて算出した。

(d) 個人賃貸料所得

この所得は個人が所有する不動産（有形、無形固定資産）の賃貸から生ずる所得であるが、不動産の賃貸を業とする個人業主の所得は不動産業として個人業主所得に含まれるから、本項からは除外してある。

また、自己の消費用に使用する不動産の地代家賃は本項に計上してあるが、営業用に使用している不動産の地代家賃は個人業主所得の一部を構成するから本項には含まれない。

個人賃貸料所得は、田畠小作料、宅地地代および家賃のほかに個人が所有する特許権、著作権などにもとづく所得から構成されている。なお本項の所得は賃貸料の総額から、減価償却費、修繕費、固定資産税などの費用を控除した総額である。

(a) 田畠小作料

効銀調31年3月「田畠別反当り小作料」から反当り平均固定資産税を控除したものに、それぞれ田畠別小作地面積（農林省調「24年農地センサス」の計数を基礎として、農林省調「農地問題に関する統計資料」などから、その後の小作地増減を調整した）を乗じて推計した。なお、田小作料については、年末および年始、畠小作料については、年次、年末、年始に分割計上した。

(b) 宅地地代および家賃は家賃一本にまとめて算出してある。以下宅地地代および家賃を単に家賃とよぶ。

29暦年平均月額の計数を統計局家賃地代指数ののびによって求めた。なお、29年の計数については次のようにして推計した。

(i) 総家賃

総家賃は坪当り家賃に住宅面積を乗じて算出した。

(II) 坪当り家賃

統計局調28年「住宅統計調査」などをもとにして算出した28年7～9月坪当り家賃合計額を、総理府統計局調の家賃指数の傾向によって延長推計した。

なお詳細は「昭和28年度国民所得報告」を参照されたい。

(II) 住宅面積

29年についての自治庁調「家屋総床面積」に昭和25年度家屋税表、住宅調査、事業所統計調査などを参考にして法人所有分および個人自己所有営業用分を求め、それを控除して推計した。

(iv) 純家賃

まず建設省調、「昭和28年度家賃実態調査結果抄報」より実際家賃から坪当り平均の修繕料、火災保険料および管理費の合計額を差引いた額の実際家賃に対する比率をさきに求めた純家賃に乗じてこれらの経費をのぞいたが、これにはまたその他の諸経費がはいっている。そこでこれから上記調査によって、平均減価償却費の実際家賃に対する割合を純家賃に乗じて求めた減価償却費および自治庁調の家屋および宅地坪当り平均決定価額に固定資産税の税率を乗じて算出した坪当り平均税額に、住宅面積および宅地の面積を乗じて求めた固定資産税を控除して純家賃とした。

〔なお宅地面積は自治庁調「土地家屋調査」から総宅地面積をとり、これから農、漁家分を推計控除してその他の面積を算定し、次にその面積から、「22年宅地調査」における比率により法人所有分および個人所有自己使用営業用分を控除し、さらに、これに「23年農家経済調査」と「25年世界農業センサス」を利用して推計した農家所有消費用宅地と「29年漁業センサス」による漁家（專業および賃労働兼業漁家）戸数に漁家1戸当たり宅地面積（農家の消費用と同一とみなした）を乗じて求めた漁家宅地とを加えて推計した。〕

(c) その他

個人が所有する特許権、著作権、借地権、鉱業権、電話加入権、営業権などの無体財産権の使用料としてえた所得である。

大蔵省調29年、30年「法人企業統計年報」により、無形固定資産価額と付加価値の割合などを参考にして、国民所得総額より国内無形固定資産総額を推計し、これから法人所有の国内無形固定資産額を29年および30年について求め、

その傾向を29年の計数に乗じて推計した。

今回は、この30年の計数をそのまま計上した。

(D) 個人利子所得

個人が政府と民間企業とから受取る貨幣利子および帰属利子からなる。ただし政府からの利子は公債利子のうち個人に支払われたもののみである。

帰属利子とは、個人の預金者がその預金の管理運用に伴って無償で金融機関から受取ったとみなされるサービスに見合う利子部分と、生命保険会社によって個人の勘定として留保された余裕金の投資運用からの投資収入とからなる。なお個人の受取る政府の公債利子は本項に計上してあるが、これは控除項目として政府と個人の消費者負債利子を計上することとしているためである。

(a) 貨幣利子

銀行、相互銀行などの各種金融機関の損益計算書から、預貯金の支払利息を求め、これから個人法人別預貯金残高などを基礎として、個人分の預金利子を推計し、資料の欠如した部分（信託、信用金庫など）については、預貯金残高ののびによって求めた。また有価証券利息として、国債、事業債利子の個人分を計上してある。

(b) 帰属利子

(i) 一般金融機関

一般金融機関の証券投資収入および貸付利子収入から、預金、債券、借用金などに対する利息および日銀からの借用金利輸を控除したものに、個人、法人別預貯金残高などをもとにして求めた個人分の比率を乗じて、個人分の帰属利子を推計した。

(ii) その他

まず30年度については、大蔵省銀行局保険課の資料により、生命保険会社の損益計算書より投資収入を求め、これから支払利息を差引いた残額を個人分の帰属利子として推計した。

31年度については、上記30年度分を「経済統計月報」（日銀）の生命保険運用資産総額の伸びによって延長推計した。

(E) 法人所得

法人所得は、内国普通法人および内国特別法人の所得に、日銀の国庫納付金なら

びに外国法人のわが国における所得を加算したものである。

内国普通法人および特別法人の所得は、国税庁税務統計の「会社表」を基礎資料とし、これに国税庁法人税課の資料を参考にして推計した。すなわち、利益会社の利益金に、利益金から控除された繰越欠損金を加え、これから損失会社の損失金を差引いて純益を算出し、さらに大蔵省および国税庁の資料に基づいて、申告所得に対する更正決定による増差分、免税所得および減税措置による法人所得の減少分などについて調整をおこなった。これは税務統計の法人利益は法人税法上の課税所得であって、課税の対象とならない所得を含んでいないからである。これら課税の対象とならない所得としては、輸出所得の特別控除および農協等出資組合の非課税留保ならびに法人税法および租税特別措置法における各種の免税準備金があげられる。

外国法人のわが国における所得は、大蔵省調の国際収支統計から法人未分配利潤、利子、配当、著作権使用料、フィルム賃貸料および特許権使用料のわが国の支払額を求め、このうち法人分を推計した。

日銀の国庫納付金は決算額によった。

法人所得は法人税、個人配当（重役賞与を含む）および法人留保から構成される。法人税は決算書より求めた。

個人配当は「法人企業統計調査」の利益会社における配当および重役賞与の利益金に対する比率を求め、これを法人所得の総額から免税準備金等を差引いたものに乗じて算出した。このうち配当金については、さらに大蔵省調「株式分布状況調査」から得た株式の個人所有分の比率に基づいて個人受領分のみを推計した。

法人留保は法人所得の総額から法人税および個人配当を差引いたものである。

(F) 官公事業剩余等

「政府収入等」の官公事業剩余等の項参照。

(G) 海外からの純所得

「国民総支出」の「経常海外余剰」の項参照。

(H) 政府と消費者の負債利子

政府が官公事業以外で発行した公債の利子と消費者の負債利子とは生産に伴う所得とはみなされないから、これを分配国民所得に含めてはならない。

28年度以前の推計では、赤字公債利子については、一部官公事業剩余や個人利子所得などからそれぞれ見合い分を控除していたが、28年度推計から政府の赤字国債

利子だけでなく政府が官公事業以外で発行した公債の利子および新たに推計した消費者負債利子とを含めた「政府と消費者の負債利子」という項目を新たに控除項目として設定することとした。

(a) 政府の公債利子

国債整理基金特別会計の支払済額「地方財政概要」にもとづく公債利子額（決算額）から、国債地方債の利子額を求め、これから企業会計とみなされるものの支払利子を控除した。

(b) 消費者負債利子

質屋とその他の金融機関が消費者に消費資金を貸付けてえた受取利子を推計したものである。

質屋については、29暦年の推計額を基礎にして、「家計調査」（統計局）の勤労世帯、全市場平均借入金と「農家経済調査」（農林省）の全府県平均負債利子の29年計に対する四半期傾向を6：4で総合した指標によって延長推計した。

金融機関の利息收入は全国銀行、相互銀行、信用金庫については、それぞれ日銀調、産業別貸出残高の「その他」の分に貸出利率を乗じて算出した。

信用農協組については「農家資金動態調査」（農林省）にもとづき農協組平均貸出残高中の個人消費資金相当分を求め、これに農協組の短期貸付金の平均貸付利率を乗じて算出した。

なお31年度については、30年度の実績を基礎として、それぞれの産業別貸出残高「その他」の分によって求めた。

ただし信用農協組については、その貸出残高の分によって求めた。

(2) 調整項目

(A) 資本減耗引当

資本減耗引当は(a)減価償却費(b)資本偶発損(c)経常費にあてられた資本的支出からなっている。資料などの関係により(a)のうち個人農業以外については簿価によっているが、(a)の個人農業は時価ベースで評価されている。

(a) 減価償却費

(i) 官業

官公事業のうち国の企業特別会計、政府関係機関については、それらの損